

岐 阜 県 公 報

号 外 (七) 平 成 三 十 一 年 四 月 一 日

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

訓 令 甲

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

六

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二西濃県事務所長の項中「大垣土木事務所」の下に「東海環状自動車道事務所」を加える。

別表第三県事務所長の部五の項第一号中「第三十三条第一項」の下に「(原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第九十五号)第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「緊急輸送車両」を「緊急通行車両」に改め、同項第二号中「第三十三條第二項」の下に「(原子力災害対策特別措置法施行令第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「緊急輸送車両」を「緊急通行車両」に改め、同部七の項第一号中「危機管理政策課」を「防災課」に改め、同項第四号中「第十一条第七項」の下に「(法第十一条の四第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第七号中「第十一条の四の規定により」を「第十一条の四第一項の規定による」に改め、同項第八号中「第十一条の五」を「第十一条の五第一項及び第二項」に改め、同項第十号中「第十二條の二」を「第十二條の二第一項及び第二

- 項」に改め、同項第十一号中「第十二条の三」を「第十二条の三第一項」に改め、同項第十三号から第十五号までの規定中「規定により」を「規定による」に改め、同項二十四号中「最小限度」を「最少限度」に改め、同項第二十五号中「第十六条の六」を「第十六条の六第一項」に改め、同部三十八の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。
- 20 法第七十七条の第二項の規定により急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から徴収する費用の額を決定し、これを徴収すること。
- 別表第三保健所長の部三十五の項第九号中「(当該措置入院者の帰住地が岐阜市又は県外である者に係るものを除く。)」を削り、同項第十六号中「(当該措置入院者の帰住地が岐阜市又は県外である者及び知事の命令により県外の精神科病院に入院している者に係るものを除く。)」を削り、同表岐阜地域福祉事務所長の部一の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。
- 20 法第七十七条の第二項の規定により急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から徴収する費用の額を決定し、これを徴収すること。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中第二十六号を第五十二号とし、第二十号から第二十五号までを二十六号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第二十五号」を「第五十号」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第十八号を第四十四号とし、第十七号を第四十三号とし、第十六号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 42 法第三十四条の六の規定により障害児通所支援事業等を行う者に対してその事業の制限又は停止を命ずること。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中第十五号を第三十二号とし、同号の次に次の八号を加える。
- 33 法第三十三条の十八第一項の規定による報告を受けること。
- 34 法第三十三条の十八第二項の規定により報告の内容を公表すること。
- 35 法第三十三条の十八第三項の規定により報告の内容について調査を行うこと。
- 36 法第三十三条の十八第四項の規定により対象事業者に対して報告又は報告内容の是正等の命令を行うこと。
- 37 法第三十三条の十八第五項の規定により指定障害児相談支援事業者に対する処分をした旨を市町村長に通知すること。
- 38 法第三十三条の十八第六項の規定により指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。
- 39 法第三十三条の十八第七項の規定により指定障害児相談支援事業者の指定の取消し又は効力の停止が適当である旨を市町村長に通知すること。
- 40 法第三十四条の三第二項から第四項までの規定による届出を受けること。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中第十四号を削り、第十三号を第二十八号とし、同号の次に次の三号を加える。
- 29 法第二十四条の十六の規定による催告、公表、命令及び公示を行うこと。
- 30 法第二十四条の十七の規定により指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。
- 31 法第二十四条の十八第三号の規定により公示すること。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中第十二号を第二十二号とし、同号の次に次の五号を加える。
- 23 法第二十四条の九第一項の規定により指定障害児入所施設の指定を行うこと。
- 24 法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設の指定の更新を行うこと。
- 25 法第二十四条の十三第一項の指定の変更を行うこと。
- 26 法第二十四条の十三第三項の規定による指定障害児入所施設の設置者の住所等の変更に係る届出を受けること。
- 27 法第二十四条の十四の規定による指定の辞退の申出を受けること。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中第十一号を第二十一号とし、第六号から第十号までを十号ずつ繰り下げ、第五号を削り、同項第四号中「第二十一条の五の二十七第一項」の下に「(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)」を加え、「(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を削り、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 15 法第二十一条の五の二十八第一項から第四項まで(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。の規定による催告、公表、命令及び公示を行うこと。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中第三号を削り、同項第二号中「(県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第五号まで、第十三号、第十四号及び第十六号において同じ。)」を削り、同号を同項第九号とし、同号の次に次の四号を加える。
- 10 法第二十一条の五の二十三第一項から第四項までの規定による催告、公表、命令及び公示を行うこと。
- 11 法第二十一条の五の二十四第一項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定

- を取り消し、又は指定の効力を停止すること。
- 12 法第二十一条の五の二十五第三号の規定により公示すること。
- 13 法第二十一条の五の二十六第二項から第四項まで（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出又は届出事項の変更の届出（所管区域内に主たる事務所を設置する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。）を受けること。
- 2 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項第一号の次に次の七号を加える。
- 2 法第二十一条の五の十五第一項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を行うこと（県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第十五号まで、第二十三号から第三十一号まで、第三十三号から第三十七号まで及び第三十九号から第四十一号までにおいて同じ。）。
- 3 法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者の指定の更新を行うこと。
- 4 法第二十一条の五の十七第一項ただし書に規定する共生型障害児通所支援事業者の特例に係る別段の申出を受けること。
- 5 法第二十一条の五の二十第一項の指定障害児通所支援事業者の指定の変更を行うこと。
- 6 法第二十一条の五の二十第三項の規定による指定障害児通所支援事業所の名称等の変更等の届出を受けること。
- 7 法第二十一条の五の二十第四項の規定による指定障害児通所支援事業者の事業の廃止等の届出を受けること。
- 8 法第二十一条の五の二十一第一項（法第二十四条の十四の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部十七の項中第八号を第三十六号とし、第七号を第三十二号とし、同号の次に次の三号を加える。
- 33 法第七十九条第二項から第四項までの規定による届出を受けること。
- 34 法第八十二条第一項の規定により障害福祉サービス事業等を行う者に対してその事業の制限又は停止を命ずること。
- 35 法第八十二条第二項の規定により障害福祉サービス事業等を行う者に対してその施設の整備若しくは運営の改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部十七の項第六号を削り、同項第五号中「及び第二

- 項並びに第五十一条の二十八第一項の規定により基準を遵守すべきことを勧告する」を「から第五項までの規定による勧告、公表、命令及び公示を行う」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の十七号を加える。
- 15 法第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。
- 16 法第五十一条第四号の規定により公示すること。
- 17 法第五十一条の二第二項から第四項まで及び第五十一条の三十一第二項から第四項までの規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出（所管区域内に主たる事務所を設置する事業者に係るものに限る。）を受けること。
- 18 法第五十一条の四第一項から第四項まで及び第五十一条の三十三の規定による勧告、公表、命令及び公示等を行うこと。
- 19 法第五十一条の十九第一項の規定により指定一般相談支援事業者の指定を行うこと。
- 20 法第五十一条の二十一第一項の指定一般相談支援事業者の指定の更新を行うこと。
- 21 法第五十一条の二十五第一項の規定による指定一般相談支援事業所の名称等の変更等に係る届出を受けること。
- 22 法第五十一条の二十八第一項及び第三項から第五項までの規定による勧告、公表、命令及び公示を行うこと。
- 23 法第五十一条の二十九第一項の規定により指定一般相談支援事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。
- 24 法第五十一条の三十第一項第三号の規定により公示すること。
- 25 法第七十六条の三第一項の規定による報告を受けること。
- 26 法第七十六条の三第二項の規定により報告の内容を公表すること。
- 27 法第七十六条の三第三項の規定により報告の内容について調査を行うこと。
- 28 法第七十六条の三第四項の規定により対象事業者に対して報告又は報告内容の是正等の命令を行うこと。
- 29 法第七十六条の三五項の規定により指定特定相談支援事業者に対する処分をした旨を市町村長に通知すること。
- 30 法第七十六条の三第六項の規定により指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。

31 法第七十六条の三第七項の規定により指定特定相談支援事業者の指定の取消し又は効力の停止が適当である旨を市町村長に通知すること。
別表第三岐阜地域福祉事務所長の部十七の項第四号中「(県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第六号までにおいて同じ。)」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第三号の次に次の九号を加える。

4 法第三十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者の指定を行うこと(県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第三十号まで及び第三十三号において同じ。)

5 法第三十七条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更を行うこと。

6 法第三十八条第一項の規定により指定障害者支援施設の指定を行うこと。

7 法第三十九条第一項の指定障害者支援施設の指定の変更を行うこと。

8 法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新を行うこと。

9 法第四十一条の二第二項ただし書に規定する共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

10 法第四十六条第一項から第三項までの規定による指定障害福祉サービス事業所の名称等の変更等の届出を受けること。

11 法第四十七条の規定による指定の辞退の申出を受けること。

12 法第四十七条の二第二項(第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。)の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三農林事務所長の部十九の項第八号中「諮問を」を「諮問」に改め、同項第九号中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、「通知を」を「通知」に改め、同項第十号中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、「森林所有者等へ」を「森林所有者等に」に改め、同項第十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第二十七号中「通知を」を「決定を通知」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十六号中「規定により」を削り、同号を同項第二十九号とし、同項第二十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十四号中「規定により」を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第二十三号中「規定により」を削り、同号を同項第二十六号とし、同項第二十二号中「規定により」を削り、同号を同項第二十五号とし、同項第二十一号の次に次の三号を加える。

22 法第三十九条の五第一項の規定により要整備森林の森林所有者等に地域森林計画

に定められている森林施業の方法に従つて施業すべき旨を勧告すること。

23 法第三十九条の五第二項の規定により勧告に従わない又は従う見込みがない者に協議すべき旨を勧告すること。

24 法第三十九条の七第二項の規定により要整備森林の関係人に対する損失を補償すること。

別表第三農林事務所長の部二十一の項第二号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「こと並びに」を「こと、」に、「及び」を「並びに」に改め、「樹種別」の下に「及び樹齢別」を加え、同項第三号中「規定による」を「規定により」に改め、同部二十二の項中「及び岐阜県土採取規制条例施行規則(昭和四十八年岐阜県規則第一号。以下この項中「規則」という。)」を削り、同表病害虫防除所長の部一の項第一号中「第八号第一項及び第二項の規定により」を「第十七条第一項の規定による」に改め、同項第二号中「第十二条の四」を「第二十八条」に改め、同項第三号中「第十三条」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同表土木事務所長の部二の三の項第一号中「第九条及び」を削り、「工事統計調査を行ない、及び調査票を審査すること」を「調査票を整理審査すること」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 規則第八号第一項又は第四項の規定による調査事項の報告を受けること。

別表第三土木事務所長の部四の項第十号中「規定により」を削り、同項第五十八号中「規定により」を削り、同号を同項第五十九号とし、同項第五十六号中「規定により」を削り、同号を同項第五十八号とし、同項第五十五号中「規定により」を削り、同号を同項第五十七号とし、同項第五十四号を第五十六号とし、第四十五号から第五十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四十四号中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第四十三号を第四十五号とし、第四十二号を第四十四号とし、第四十一号を第四十三号とし、同項第四十号中「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の二第二項」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第三十九号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

41 法第七十二条の二第二項の規定により許可等を受けた者に対し、報告をさせ、又はその職員に、許可を受けた者の事務所等に立ち入り、物件を検査させること。

別表第三土木事務所長の部四の項第三十八号を第三十九号とし、第三十七号を第三十八号とし、同項第三十六号中「第七十条」を「第七十条第一項及び第三項」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第三十五号を第三十六号とし、第十五号から第三十

四号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

15 法第三十九条の九の規定により道路占用者に対しその是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第三土木事務所長の部十六の項の次に次のように加える。

<p>十六の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（県土整備部及び都市建設部が所管する事業に係るものに限る。）</p>	<p>1 法第六条の規定により事業準備のため立ち入り、又は立ち入らせること。</p> <p>2 法第七条第一項及び第三項の規定により知事に障害物の伐採等の許可を申請すること。</p> <p>3 法第七条第二項及び第三項の規定により障害物の伐採等を行うとする旨を公告し、及び当該障害物の確知所有者に通知すること。</p> <p>4 法第十条第三項第三号及び第四号の規定により裁定申請書の添付書類として関係行政機関の長の意見を求めること。</p>
---	---

別表第三高山陣屋管理事務所長の部の次に次のように加える。

<p>文化財保護センター所長</p>	<p>一 岐阜県文化財保護センター管理規則（平成三十一年岐阜県規則第四十一号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 規則第二条第一項及び第二項の規定により出土品の貸出しを許可し、及び当該許可に管理上必要な条件を付すること。</p> <p>2 規則第二条第三項の規定により文化財保護センター保管出土品貸出許可書を交付すること。</p> <p>3 規則第二条第四項（規則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消すこと。</p> <p>4 規則第三条第一項及び同条第三項において準用する規則第二条第二項の規定により出土品その他の資料の特別利用を許可し、及び当該許可に管理上必要な条件を付すること。</p>
--------------------	---	---

<p>こと。</p> <p>5 規則第三条第二項の規定により文化財保護センター資料特別利用許可書を交付すること。</p>
--

別表第三長良川上流河川開発工事事務所長、宮川上流河川開発工事事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長及び流域浄水事務所長の部中七の項を八の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

<p>四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（県土整備部及び都市建設部が所管する事業に係るものに限る。）</p>	<p>1 法第六条の規定により事業準備のため立ち入り、又は立ち入らせること。</p> <p>2 法第七条第一項及び第三項の規定により知事に障害物の伐採等の許可を申請すること。</p> <p>3 法第七条第二項及び第三項の規定により障害物の伐採等を行うとする旨を公告し、及び当該障害物の確知所有者に通知すること。</p> <p>4 法第十条第三項第三号及び第四号の規定により裁定申請書の添付書類として関係行政機関の長の意見を求めること。</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三土木事務所長の部十六の項の次に一項を加える改正規定及び別表第三長良川上流河川開発工事事務所長、宮川上流河川開発工事事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長及び流域浄水事務所長の部中七の項を八の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に一項を加える改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表六の項中「災害対策基本法施行令」の下に「(以下この項中「施行令」という。)」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第三十三条第一項」の下に「(原子力災害対策特別措置法施行令(平成二二年政令第一九五号)第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「緊急輸送車両」を「緊急通行車両」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第三十三条第二項」の下に「(原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「緊急輸送車両」を「緊急通行車両」に改め、同表九の項中「昭和二十三年法律第一八六号」の下に「。以下この項中「法」という。)」を加え、同項所長決裁事項の欄第三号中「第十一条の五」を「第十一条の五第一項及び第二項」に改め、同欄第五号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項及び第二項」に改め、同欄第六号中「第十二条の三」を「第十二条の三第一項」に改め、同表三十九の項中「昭和二十五年法律第一四四号」の下に「。以下この項中「法」という。)」を加え、同項所長決裁事項の欄中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12 法第七十七条の二第一項の規定による保護を受けた者から徴収する額の決定及びその徴収

別表第二県事務所及び自動車税事務所の表一の項中「昭和二十五年条例第二二号」の下に「。以下この項中「条例」という。)」を、「昭和二十五年法律第二二六号」の下に「。以下この項中「法」という。)」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第七十一条の十四第三項、第七十一条の三十五第四項、第七十一条の五十五第四項、第九十条第三項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第九十条第五項、第七十一条の三十五第五項及び第七十一条の五十五第五項」を「第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第九十条第五項、第七十一条の三十五第五項」に改める。

別表第二岐阜地域福祉事務所の表一の項中「生活保護法」の下に「(以下この項中「法」という。)」を加え、同項所長決裁事項の欄中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12 法第七十七条の二第一項の規定による保護を受けた者から徴収する額の決定及びその徴収

別表第二岐阜地域福祉事務所の表六の項中「児童福祉法」の下に「(以下この項中「法」という。)」を、「児童福祉法施行令」の下に「(以下この項中「施行令」という。)」を、「児童福祉法施行規則」の下に「(以下この項中「施行規則」という。)」を加え、同項所長決裁事項の欄中第七号を第二十二号とし、第四号から第六号までを十五号ずつ繰り下げ、第三号を第十四号とし、同号の次に次の四号を加える。

15 法第三十三条の十八第四項の規定による報告又は報告内容の是正等の命令

16 法第三十三条の十八第六項の規定による指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定の取消し又は指定の効力の停止

17 法第三十三条の十八第七項の規定による指定障害児相談支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止が適当である旨の通知

18 法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等の制限又は停止の命令
別表第二岐阜地域福祉事務所の表六の項所長決裁事項の欄中第二号を第八号とし、同号の次に次の五号を加える。

9 法第二十四条の九第一項の指定障害児入所施設の指定

10 法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設の指定の更新

11 法第二十四条の十三第一項の指定の変更

12 法第二十四条の十六の規定による勧告、公表、命令及び公示

13 法第二十四条の十七の規定による指定障害児入所施設の指定の取消し又は指定の効力の停止

別表第二岐阜地域福祉事務所の表六の項所長決裁事項の欄中第一号を第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

- 1 法第二十一条の五の十五第一項の指定障害児通所支援事業者の指定
 - 2 法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者の指定の更新
 - 3 法第二十一条の五の二十第一項の指定障害児通所支援事業者の指定の変更
 - 4 法第二十一条の五の二十三第一項から第四項までの規定による勧告、公表、命令及び公示
 - 5 法第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
 - 6 法第二十一条の五の二十八第一項から第四項まで（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）の規定による勧告、公表、命令及び公示
- 別表第二岐阜地域福祉事務所の表十九の項を次のように改める。

<p>十九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定</p> <p>2 法第三十七条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更</p> <p>3 法第三十八条第一項の指定障害者支援施設の指定</p> <p>4 法第三十九条第一項の指定障害者支援施設の指定の変更</p> <p>5 法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新</p> <p>6 法第四十九条第一項から第五項までの規定による勧告、公表、命令及び公示</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	---	------------------------------

- 7 法第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
- 8 法第五十一条の四第一項から第四項まで及び第五十一条の三十三の規定による勧告、公表、命令及び公示等
- 9 法第五十一条の十九第一項の指定一般相談支援事業者の指定
- 10 法第五十一条の二十一第一項の指定一般相談支援事業者の指定の更新
- 11 法第五十一条の二十八第一項及び第三項から第五項までの規定による勧告、公表、命令及び公示
- 12 法第五十一条の二十九第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
- 13 法第七十六条の三第四項の規定による報告又は報告内容の是正等の命令
- 14 法第七十六条の三第六項の規定による指定障害

	<p>福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定の取消し又は指定の効力の停止</p> <p>15 法第七十六条の三第七項の規定による指定特定相談支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止が適当である旨の通知</p> <p>16 法第八十二条第一項の規定による障害福祉サービス事業等に係る事業の制限又は停止の命令</p> <p>17 法第八十二条第二項の規定による障害福祉サービス事業等に係る施設の整備若しくは運営の改善又は事業の停止若しくは廃止の命令</p>
--	--

別表第二農林事務所の表十九の項中「昭和二十六年法律第二四九号」の下に「。以下この項中「法」という。」を、「昭和五三年規則第一〇八号」の下に「。以下この項中「施行細則」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、同欄第九号中「第三十四条第六項」の下に「(法第四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同欄第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第三十四条の二第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による択伐計画の変更命令

別表第二農林事務所の表十九の項所長決裁事項の欄第八号中「。次号において同じ」を削り、同号を同欄第十号とし、同欄中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加

える。

9 法第三十三条第三項（法第三十三条第六項及び第三十三条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による森林所有者等への通知

別表第二農林事務所の表十九の項所長決裁事項の欄第六号の次に次の一号を加える。

7 法第三十条の二第一項（法第三十三条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による森林所有者等への通知

別表第二農林事務所の表十九の項所長決裁事項の欄に次の二号を加える。

15 法第三十九条の五第一項及び第二項の規定による勧告

16 法第三十九条の七第二項の規定による損失補償

別表第二農林事務所の表十九の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

1 所長決裁事項を除く法及び施行細則の施行に関する事務

別表第二農林事務所の表十九の項課長専決事項欄第二号から第八号までを削り、同表二十二の項中「昭和四七年条例第三二号」の下に「。以下この項中「条例」という。」を加え、「及び岐阜県土採取規則条例施行規則（昭和四八年規則第一号）」を削り、同項

所長決裁事項の欄第一号中「土採取計画届出書」を「土採取計画の届出」に改め、同欄第二号中「土採取計画変更届出書」を「土採取計画の変更の届出」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「土採取計画届出書」を「土採取の届出」に改め、同欄第二号中「届出書」を「届出」に改める。

別表第二病虫害防除所の表二の項中「昭和二十三年法律第八二号」の下に「。以下この項中「法」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第八条第一項及び第二項の」を「第十七条第一項の規定による」に改める。

別表第二土木事務所の表四の項中「昭和三〇年省令第二九号」の下に「。以下この項中「規則」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第九条の工事統計調査の実施」を「第八条第一項又は第四項の規定による調査事項の報告の受付」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「調査票の審査」を「規定による調査票の整理審査」に改め、同表十九の項の次に次のように加える。

<p>十九の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	
--------------------------------------	---------------------	--

(平成三〇年法律第四九号。以下この項中「法」という。)の施行事務		
----------------------------------	--	--

別表第二高山陣屋管理事務所の表の次に次のように加える。
文化財保護センター

事務の種類	事務の種別	事務の種別
一 岐阜県文化財保護センター管理規則(平成三一年規則第四一號。以下この項中「規則」という。)の施行事務	1 規則の施行に関する事務	

別表第二長良川上流河川開発工事事務所及び宮川上流河川開発工事事務所の表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法の施行に関する事務	
--	--------------	--

別表第二岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の表中五の項を六の項とし、四の項を五の項

とし、三の項の次に次のように加える。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法の施行に関する事務	
--	--------------	--

別表第二流域浄水事務所の表中十五の項を十六の項とし、四の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法の施行に関する事務	
--	--------------	--

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二土木事務所の表十九の項の次に一項を加える改正規定並びに別表第二長良川上流河川開発工事事務所及び宮川上流河川開発工事事務所の表、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の表及び流域浄水事務所の表の改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

平成三十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社